

公 示

鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・	6
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可追加申請事案	・・・	7

公 示

鉄道事業法施行規則第72条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取を申請しようとするときは、公示の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年5月30日

関東運輸局長 勝山 潔

○普通鉄道事業

事案番号 6鉄公第2号

申請者 秩父鉄道株式会社

事案の内容

1. 適用路線 秩父本線

羽生 ～ 三峰口 71.7キロ

2. 設定しようとする事項

普通旅客運賃及び定期旅客運賃（別紙のとおり）

別紙

(1) 普通旅客運賃

現 行		申 請	
(対キロ区間制)		(対キロ区間制)	
4キロまで	170円	4キロまで	200円
5キロを超え6キロまで	240円	5キロを超え6キロまで	300円
7キロを超え8キロまで	310円	7キロを超え8キロまで	400円
9キロを超え10キロまで	390円	9キロを超え10キロまで	450円
11キロを超え12キロまで	450円	11キロを超え12キロまで	500円
13キロを超え14キロまで	480円	13キロを超え14キロまで	550円
15キロを超え16キロまで	510円	15キロを超え16キロまで	600円
17キロを超え18キロまで	550円	17キロを超え18キロまで	650円
19キロを超え20キロまで	590円	19キロを超え20キロまで	700円
21キロを超え22キロまで	620円	21キロを超え22キロまで	700円
23キロを超え24キロまで	650円	23キロを超え24キロまで	750円
25キロを超え26キロまで	680円	25キロを超え26キロまで	750円
27キロを超え28キロまで	710円	27キロを超え28キロまで	800円
29キロを超え30キロまで	740円	29キロを超え30キロまで	800円
31キロを超え32キロまで	780円	31キロを超え32キロまで	850円
33キロを超え35キロまで	800円	33キロを超え35キロまで	850円
36キロを超え38キロまで	820円	36キロを超え38キロまで	900円
39キロを超え41キロまで	840円	39キロを超え41キロまで	900円
42キロを超え44キロまで	860円	42キロを超え44キロまで	950円
45キロを超え47キロまで	880円	45キロを超え47キロまで	950円
48キロを超え50キロまで	900円	48キロを超え50キロまで	1000円
51キロを超え53キロまで	920円	51キロを超え53キロまで	1000円
54キロを超え56キロまで	940円	54キロを超え56キロまで	1050円
57キロを超え59キロまで	960円	57キロを超え59キロまで	1050円
60キロを超え62キロまで	990円	60キロを超え62キロまで	1100円
63キロを超え65キロまで	1010円	63キロを超え65キロまで	1100円
66キロを超え68キロまで	1030円	66キロを超え68キロまで	1150円
69キロを超え71キロまで	1050円	69キロを超え71キロまで	1150円
72キロまで	1070円	72キロまで	1200円

(2) 定期旅客運賃

○通勤定期旅客運賃 (1ヶ月)

現 行		申 請	
(対キロ区間制)		(対キロ区間制)	
4キロまで	6250円	4キロまで	7560円
5キロを超え6キロまで	8990円	5キロを超え6キロまで	11340円
7キロを超え8キロまで	11720円	7キロを超え8キロまで	15120円
9キロを超え10キロまで	14080円	9キロを超え10キロまで	17010円

11キロを超え12キロまで	15310円	11キロを超え12キロまで	18030円
13キロを超え14キロまで	15920円	13キロを超え14キロまで	19050円
15キロを超え16キロまで	16530円	15キロを超え16キロまで	20070円
17キロを超え18キロまで	17150円	17キロを超え18キロまで	21090円
19キロを超え20キロまで	17760円	19キロを超え20キロまで	22110円
21キロを超え22キロまで	18040円	21キロを超え22キロまで	22110円
23キロを超え24キロまで	18300円	23キロを超え24キロまで	22590円
25キロを超え26キロまで	18580円	25キロを超え26キロまで	22590円
27キロを超え28キロまで	18830円	27キロを超え28キロまで	23070円
29キロを超え30キロまで	19120円	29キロを超え30キロまで	23070円
31キロを超え32キロまで	19380円	31キロを超え32キロまで	23550円
33キロを超え35キロまで	19570円	33キロを超え35キロまで	23550円
36キロを超え38キロまで	19740円	36キロを超え38キロまで	24030円
39キロを超え41キロまで	19910円	39キロを超え41キロまで	24030円
42キロを超え44キロまで	20110円	42キロを超え44キロまで	24510円
45キロを超え47キロまで	20280円	45キロを超え47キロまで	24510円
48キロを超え50キロまで	20460円	48キロを超え50キロまで	24990円
51キロを超え53キロまで	20640円	51キロを超え53キロまで	24990円
54キロを超え56キロまで	20820円	54キロを超え56キロまで	25470円
57キロを超え59キロまで	20990円	57キロを超え59キロまで	25470円
60キロを超え62キロまで	21190円	60キロを超え62キロまで	25950円
63キロを超え65キロまで	21360円	63キロを超え65キロまで	25950円
66キロを超え68キロまで	21530円	66キロを超え68キロまで	26430円
69キロを超え71キロまで	21700円	69キロを超え71キロまで	26430円
72キロまで	21900円	72キロまで	26910円

○通学定期旅客運賃（1ヶ月）

現 行		申 請	
(対キロ区間制)		(対キロ区間制)	
4キロまで	3080円	4キロまで	3080円
5キロを超え6キロまで	4420円	5キロを超え6キロまで	4420円
7キロを超え8キロまで	5760円	7キロを超え8キロまで	5760円
9キロを超え10キロまで	6930円	9キロを超え10キロまで	6930円
11キロを超え12キロまで	7550円	11キロを超え12キロまで	7550円
13キロを超え14キロまで	7840円	13キロを超え14キロまで	7840円
15キロを超え16キロまで	8160円	15キロを超え16キロまで	8160円
17キロを超え18キロまで	8450円	17キロを超え18キロまで	8450円
19キロを超え20キロまで	8770円	19キロを超え20キロまで	8770円
21キロを超え22キロまで	8860円	21キロを超え22キロまで	8860円
23キロを超え24キロまで	8950円	23キロを超え24キロまで	8950円
25キロを超え26キロまで	9050円	25キロを超え26キロまで	9050円
27キロを超え28キロまで	9160円	27キロを超え28キロまで	9160円
29キロを超え30キロまで	9250円	29キロを超え30キロまで	9250円
31キロを超え32キロまで	9340円	31キロを超え32キロまで	9340円

33キロを超え35キロまで	9410円	33キロを超え35キロまで	9410円
36キロを超え38キロまで	9470円	36キロを超え38キロまで	9470円
39キロを超え41キロまで	9530円	39キロを超え41キロまで	9530円
42キロを超え44キロまで	9590円	42キロを超え44キロまで	9590円
45キロを超え47キロまで	9670円	45キロを超え47キロまで	9670円
48キロを超え50キロまで	9740円	48キロを超え50キロまで	9740円
51キロを超え53キロまで	9800円	51キロを超え53キロまで	9800円
54キロを超え56キロまで	9860円	54キロを超え56キロまで	9860円
57キロを超え59キロまで	9920円	57キロを超え59キロまで	9920円
60キロを超え62キロまで	9980円	60キロを超え62キロまで	9980円
63キロを超え65キロまで	10040円	63キロを超え65キロまで	10040円
66キロを超え68キロまで	10110円	66キロを超え68キロまで	10110円
69キロを超え71キロまで	10190円	69キロを超え71キロまで	10190円
72キロまで	10250円	72キロまで	10250円

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年5月30日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B06号 合同会社 悠々の宅

1. 令和6年4月12日
2. 茨城県地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 B運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可追加申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年5月30日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可追加申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B07号 公共施設管理 株式会社

1. 令和6年5月20日
2. 群馬県B地区
3. 運賃及び料金(タクシー)変更認可追加申請の概要

別紙のとおり

①距離制運賃

距離制

(旧)	特定大型車	初乗運賃	1. 8キロメートルまで630円	加算運賃	214メートルまでを増すごとに80円
	大型車	初乗運賃	1. 8キロメートルまで620円	加算運賃	220メートルまでを増すごとに80円
	中型車	初乗運賃	1. 8キロメートルまで590円	加算運賃	257メートルまでを増すごとに80円
	小型車	初乗運賃	1. 8キロメートルまで570円	加算運賃	280メートルまでを増すごとに80円
(新)当初申請	普通車	初乗運賃	1. 219キロメートルまで500円	加算運賃	225メートルまでを増すごとに100円
(新)追加申請	普通車	初乗運賃	1. 219キロメートルまで500円	加算運賃	252メートルまでを増すごとに100円

時間距離併用制

(旧)	特定大型車	1分20秒までごとに80円
	大型車	1分20秒までごとに80円
	中型車	1分35秒までごとに80円
	小型車	1分45秒までごとに80円
(新)当初申請	普通車	1分25秒までごとに100円
(新)追加申請	普通車	1分35秒までごとに100円

②時間制運賃

(旧)	特定大型車	初乗運賃	30分まで3,560円	加算運賃	30分までごとに3,560円
	大型車	初乗運賃	30分まで3,150円	加算運賃	30分までごとに3,150円
	中型車	初乗運賃	30分まで2,770円	加算運賃	30分までごとに2,770円
	小型車	初乗運賃	30分まで2,490円	加算運賃	30分までごとに2,490円
(新)当初申請	普通車	初乗運賃	30分まで3,920円	加算運賃	30分までごとに3,920円
(新)追加申請	普通車	初乗運賃	30分まで3,920円	加算運賃	30分までごとに3,920円